

南海トラフ地震発生時の道路啓開に関する協定

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所（以下「甲」という）、国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所（以下「乙」という）、高知県土木部（以下「丙」という）、一般社団法人高知県建設業協会（以下「丁」という）は、南海トラフ地震発生時の高知県内における道路啓開の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、南海トラフ地震が発生した際に、甲、乙または丙が要請し、丁が実施する道路啓開（以下「業務」という）の迅速かつ確実な実施を目的とする。

（定義）

第2条 本協定において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

一 南海トラフ地震

南海トラフを震源域として発生する地震

ただし、地震発生時点において、当該地震を南海トラフ地震と特定することは困難と想定されるため、本協定では、南海トラフ地震と想定される場合に効力を発揮するものとする

二 道路啓開

人命の救助や物資輸送等に必要となる人員や資機材を輸送する緊急車両等の通行が可能となるよう、早急に瓦礫処理や簡易な段差修正等を行い、最低限の通行幅員を確保すること

三 地域の防災拠点

市町村が選定した避難所や役場庁舎等の、助かった命をつなぐための拠点

四 広域の防災拠点

県が選定した総合防災拠点や災害拠点病院等の、県外からの応援部隊・物資を受け入れるための拠点

(業務の対象)

第3条 業務の対象は、高知県道路啓開計画に定める、地域の防災拠点または広域の防災拠点へ至る道路（以下「啓開ルート」という）とする。

(業務の内容)

第4条 業務の内容は、次のとおりとする。

- 一 啓開ルートに関する被災情報の収集及び提供
- 二 道路啓開作業の実施
(実施手順は、別に定める「高知県道路啓開手順書(案)」(以下「手順書」という)による)
- 三 その他甲、乙または丙が必要と認める業務

(業務の実施方法)

第5条 甲、乙または丙は、第3条に規定する範囲において必要と認める場合には、前条に規定する業務の実施を丁に要請することができるものとする。

文書による要請を原則とするが、困難な場合は口頭により指示し、後日すみやかに文書により要請する。

- 2 丁は、甲、乙または丙から前項の要請があったときは、別に定める建設事業者割付図（以下「割付図」という）および手順書に基づき、できる限り速やかに業務を実施するものとする。
- 3 丁は、情報網が途絶し、甲、乙、丙いずれとも連絡がとれない場合は、割付図および手順書に基づき、自主的に業務開始するものとする。

(平時の準備)

第6条 甲、乙または丙は、地域の防災拠点や広域の防災拠点、啓開ルート、手順書等に変更が生じた場合は、速やかに丁へ連絡するものとする。

- 2 丁は、会員との連絡体制の構築および出動が可能な機材・人員の把握に努め、毎年度当初に、甲、乙、丙の事務所の長へ、連絡系統・資機材の確保状況等を書面により報告するものとする。

また、上記の変更等により、割付図に変更が生じた場合は、速やかに甲および乙および丙に報告するものとする。

ただし、別の協定等において、甲または乙または丙に対する同種の報告がある場合は、当項に規定する報告を省略できるものとする。

(費用の負担)

第7条 第5条に基づく業務は有償とする。

(契約の締結)

第8条 甲、乙または丙の事務所の長は、第5条に基づく業務について、可能となった時点で遅滞なく丁と契約を締結するものとする。

(業務の完了)

第9条 丁は、業務が完了したときは、直ちに指示者に対し、口答、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び建設資機材等の使用数量を書面により甲、乙、丙に報告するものとする。

(損害の負担)

第10条 業務の実施に伴い、甲、乙、丙、丁のいずれの責にも帰することが出来ない原因により第三者に対し損害を及ぼしたとき、または建設資機材等に損害が生じたときは、丁はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲または乙または丙に報告し、その処置については甲、乙、丙、丁協議して定めるものとする。

2 本業務の実施に伴い、明らかに丁の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、または建設資機材等に損害が生じたときは、丁がこれを負担するものとする。

3 本業務の実施に伴い、明らかに甲、乙、丙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、または建設資機材等に損害が生じたときは、甲、乙、丙がこれを負担するものとする。

(有効期間)

第11条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙丁いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙丁が協議して定めるものとする。

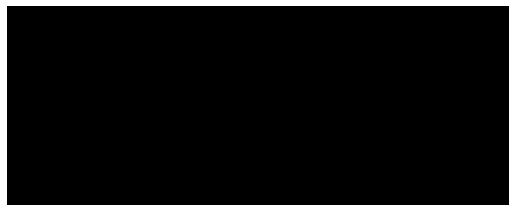
(変更)

第13条 本協定に定める事項等に変更が生じたときには、書面にて変更の意思表示をするものとする。

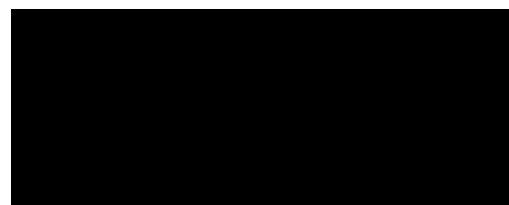
本協定締結の証として、本書4通を作成し、甲乙丙丁記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年 3月28日

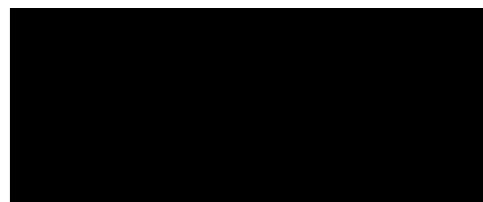
甲 国土交通省四国地方整備局
中村河川国道事務所長



乙 国土交通省四国地方整備局
土佐国道事務所長



丙 高知県土木部長



丁 一般社団法人
高知県建設業協会会長

